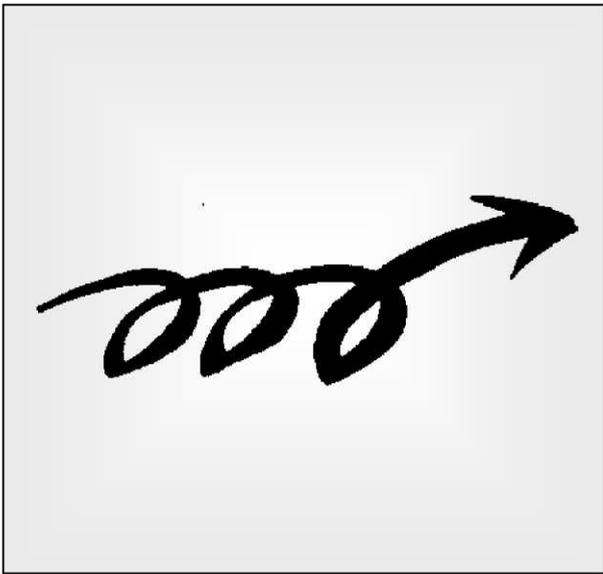


令和7年度

豊田市区長会 第9回 役員会



区長会シンボルマークの趣旨

このシンボルマークは、「人づくり・まちづくり・幸せづくり」をひとつひとつの輪に託し、心を合わせて伸びていくことを表現しています



市民の誓いシンボルマークの趣旨

「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいラインで表し、実践活動を通して、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。このシンボルマークは、市の花「ひまわり」のなかに5つの誓いを5本の指で表現しています。

日 時 令和7年11月26日（水） 午後2時から

場 所 豊田市役所 南庁舎5階 南51会議室

次 第

【司会 辻副会長／場所 市役所南庁舎5階 南51会議室】

1 豊田市民の誓い唱和

倉橋会計

2 会長 挨拶

3 豊田警察署 報告・説明

ページ

1	犯罪発生状況・交通事故発生状況について 報告内容 ・別紙のとおりです。	—	別紙
2	警察署と地区区長会との連携について 依頼内容 ・地区区長会日程の確認を行い修正があれば区長会事務局へご連絡ください。	—	別紙

4 区長会 報告・確認・協議事項

ページ

1	令和8年度豊田市区長会事業計画について 協議内容 ・別紙のとおりです。	—	別紙
2	令和8年度豊田市区長会表彰推薦調書の提出について 協議内容 ・別紙のとおりです。	—	1

5 共済会運営委員会 報告事項

ページ

1	今期見舞金の支給状況について 報告内容 ・状況は別紙のとおりです。 ・事故報告書等は早めに提出をお願いします。 ※事故報告書は原則5日以内です。すぐに事故報告書を提出できない場合は、事故後直ちに支所又は区長会事務局へご一報ください。	—	6
---	--	---	---

6 地区コミュニティ会議会長連絡会 依頼・情報提供事項

資料番号

1	令和8年度豊田市青少年健全育成推進協議会 理事及び青少年育成員の推薦について 依頼内容 ・豊田市青少年健全育成推進協議会理事及び青少年育成員の推薦に御協力をお願いします。 ・別添の推薦書に必要事項を記載の上、こども・若者政策課までご提出ください。 【期限】令和8年3月19日(木) 【連絡先】こども・若者政策課 電話：34-6630/FAX：34-6938 メール：kowaka@city.toyota.aichi.jp	こども・若者政策課 —
---	---	----------------

2	令和8年(令和7年度)二十歳のつどいの開催について	こども・若者政策課
	依頼内容 ・ 令和8年(令和7年度)二十歳のつどいの開催について、ご協力をお願いいたします。 【連絡先】 こども・若者政策課 電話：34-6630 / FAX：34-6938 メール：kowaka@city.toyota.aichi.jp	—
3	令和8・9年度スポーツ推進委員の推薦について	スポーツ振興課
	依頼内容 ・ 各地区コミュニティ会議に、令和8・9年度のスポーツ推進委員の推薦をお願いするものです。 ・ 別紙推薦書をスポーツ振興課へ御提出ください。 【推薦期限】 令和8年1月9日(金) 【連絡先】 魅力創造部スポーツ振興課 電話：34-6632/FAX：32-9779 メール:sports@city.aichi.jp	—

7 豊田市等からの依頼・情報提供事項

資料番号

4	第2回住民主体の共助交通シンポジウムの開催について	交通政策課
	情報提供 令和8年2月10日(火)第2回住民主体の共助交通シンポジウムを開催します。申込み方法等の詳細は別紙資料をご確認ください。 【連絡先】 交通政策課 電話：34-6603/FAX：33-2433	
5	豊田市老人福祉センター豊寿園の長寿命化等工事に伴う休館期間及び令和8年度高齢者福祉施設送迎バス運行期間の変更について	高齢福祉課
	情報提供 ・ 豊寿園の長寿命化工事に伴う休館期間 【休館期間】 令和8年2月8日(日)～7月31日(金) ・ 令和8年度の送迎バス利用について、運行期間を変更します。 【利用可能期間】 豊寿園：令和8年11月～令和9年3月 寿楽荘：令和8年4月～8月、令和8年11月～令和9年3月 【連絡先】 高齢福祉課 電話：34-6984 /FAX：34-6793	

8 12月区長便のお知らせ

・・・ 7

9 意見交換

自治区運営で困っていて他自治区に聞きたいこと等

【第10回役員会】 12月24日(水) 14:00～ 豊田市役所 東庁舎7階 大会議室2

令和7年11月26日

地区区長会会長 各位

豊田市区長会
会長 高村 伸一

令和8年度 豊田市区長会表彰推薦調書の提出について（依頼）

平素は、各自治区において積極的な自治区運営を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和8年度豊田市区長会総会の席上で表彰予定の「豊田市区長会表彰」の候補者を選考する時期となりました。地区内の各区長と協議の上、別紙推薦調書により、推薦をお願いします。

記

1 提出期限 令和8年1月9日（金）まで（厳守）

2 提出方法 次の①又は②で提出してください。
①封筒の中の推薦調書を事務局（地域交流課）又は各支所へ持参 又は郵送で提出
②インターネット上で「あいち電子申請・届出システム」に入力して提出

3 選考方法等

①地区区長会による選考（提出期限：1月9日（金））
↓
②選考委員会（2月18日（水）の総務委員会）
↓
③役員会での承認（2月25日（水）の役員会）
↓
④表彰（5月9日（土）の区長会総会）

4 留意事項

- 表彰に関する規定及び細則を理解の上、推薦してください。
- 表彰に関する規定、第2条（1）（2）に該当する区長は事務局で対応しますので推薦の必要はありません。
- 推薦可能な候補者数は、以下のとおりです。

5,000世帯未満の地区	1名以内	梅坪台・浄水・益富・若園・井郷・猿投・保見・石野・松平・藤岡・藤岡南・小原・足助・下山・旭・稲武
5,000世帯以上の地区	2名以内	崇化館・朝日丘・逢妻・高橋・美里・豊南・末野原・上郷・竜神・若林・前林・猿投台

- 記入例を参考に御記入ください。
- 過去の受賞者は、別紙のとおりです。取扱いには充分ご注意ください。

令和8年度豊田市区長会表彰推薦調書

推薦地区名

〇〇

地区

地区会長名

個人	ふりがな	あいち さぶろう				(男) ・ 女				
	氏名	愛知 三郎								
	生年月日・職業	(昭) ・ 平	30	年	10	月	21	日	職業	会社員
	住所・電話	(〒 471 - 8501) (TEL 0565 - 34 - 6629)				豊田市 西町3-60				
団体	ふりがな		ふりがな							
	団体名		代表者							
	代表者住所・電話	(〒 -) (TEL - -)				豊田市				
自治区 又は コミュニティ会議 での経歴	昭(平) 25年 4月 ~ 昭(平) 26年 3月					自治区広報部員				
	昭(平) 26年 4月 ~ 昭(平) 27年 3月					自治区広報部長				
	昭(平) 27年 4月 ~ 昭(平) 31年 3月					コミュニティ会議企画部員				
	昭(平) 31年 4月 ~ 昭(平) 現在年 月					コミュニティ会議企画部長				
	昭・平 年 月 ~ 昭・平 年 月									
	昭・平 年 月 ~ 昭・平 年 月									
	昭・平 年 月 ~ 昭・平 年 月									
	昭・平 年 月 ~ 昭・平 年 月									
参考事項 (表彰歴等)	平成〇年 豊田市社会福祉協議会感謝状 平成〇年 保護司会 法務大臣感謝状									
推薦者に関する 問合せ先	氏名： 〇〇自治区 豊田 二郎									
	(自宅： 34 - 0000) (携帯： 090 - 0000 - 0000)									

※裏面もご記入ください。

表彰に該当すると認める功績の詳細

H25年から2年間自治区の広報部員及び部長として、読みやすい自治区だよりの発行に尽力した。

H26年度からは、コミュニティ会議企画部員として、少年の主張発表大会を企画するなど地域の青少年育成に大きく貢献した。

R2年度からは、企画部長として、リーダーシップを発揮し、部員の育成に努めるとともに、コミュニティ会議の活性化、民主化に現在も寄与している。

あいち電子申請・届出システム「【自治区】令和8年度豊田市区長会表彰推薦調書」

<パソコンから>

<スマホ・タブレットから>

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyota/smart-apply/apply-procedure/1445017837746079083>



豊田市区長会の表彰に関する規定

(趣旨)

第1条 豊田市区長会が定めた「とよた市住民自治憲章」の精神に基づき、うるおいとやすらぎに満ちたふるさとづくりに功績のあった区長及び個人、又は自治区、自治区の部組織、自治区内諸団体等（以下「功績者」という。）に対する表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の内容)

第2条 会長は、次のいずれかに該当する功績者について、総務委員会及び役員会での協議により適当と認めたときは感謝状を贈呈する。

(1) 区長として、連続4年以上職務を遂行し退職した者（以下第2号とともに「永年勤続退職者」という。）

(2) 区長として、通算6年以上職務を遂行し退職した者（ただし、昭和40年1月1日以降の就任年数による。）

(3) 交通安全、防火・防犯、地域福祉、ごみ減量化等の地域課題に対し、積極的な取り組みにより大きな成果をあげた個人又は団体

(4) 豊かな地域文化づくりに積極的に取り組み、大きな成果をあげた個人又は団体

(5) 自治区の活性化、民主化等に積極的かつ強力に取り組み、大きな成果をあげた個人又は団体

(6) このほか住民自治、並びに自治区コミュニティの推進に顕著な成果をあげた個人又は団体

(表彰の制限)

第3条 区長永年勤続退職者表彰ならびにその他功績者表彰は、いずれも各1回限りとする。

(委任)

第4条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は役員会が定める。

付 則

この規定は、昭和51年12月23日から施行する。

(以下 略)

付 則

この規定は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

豊田市区長会の表彰に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、豊田市区長会の表彰に関する規定（以下「表彰規定」という。）第4条の規定に基づき、表彰の細部について定める。

(他制度との関係)

第2条 この制度は、地域課題の解決等地域づくりに多大な貢献をした功績者に対し、区長会として表彰するものである。従って、他の表彰の有無にはこだわらないものとする。

(表彰対象)

第3条 表彰規定第2条第3号、第4号、第5号及び第6号に掲げる活動は、自治区又は地区コミュニティ会議での活動を5年以上継続しており、善意又は奉仕活動としての色彩が濃いものを対象とする。

したがって、当該活動に対し、官公庁から報酬等が支給される場合は、原則として表彰対象としない。

(表彰候補者の推薦)

第4条 候補者の推薦は、地区会長及び区長会事務局が指定様式（様式第1号）により行うものとする。

2 地区会長の推薦は、永年勤続退職者を除き、次に掲げるとおりとする。

候補者数	1地区当り世帯数
1人	5,000世帯未満
2人	5,000世帯以上

(功績者の選考)

第5条 功績者の選考は、区長会総務委員会で行い、選考結果については役員会で承認を得ることとする。

2 表彰者数は区長永年勤続退職者を除き、毎年若干名とする。

付 則

この細則は、平成6年4月1日より施行する。

この細則は、平成7年12月1日より施行する。

（候補者推薦を1地区1名から、地区規模に応じ2名に変更する。）

この細則は、平成10年12月1日より施行する。

（表彰対象者を自治区又は地区コミュニティ会議での活動に限定するとともに、官公庁から報酬等が支払われる場合も対象外とした。）

第 9 回 運 営 委 員 会

1 見舞金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額 (円)	件数	支給額 (円)
11月1日～11月30日	4	56,000	5	127,000
4月1日～11月30日	26	525,000	40	1,638,600
1件あたりの平均支給額	—	20,192	—	40,965

2 11月の見舞金支給の内容

No.	自治区名等	見舞金額(円)	行 事 名	傷害の内容	発 生 状 況
1	乙部ヶ丘 第一	6,000	秋の環境美化活動	蜂刺傷(頭部)	草取り作業中、切り株の中から蜂が飛び出してきた 頭を刺され負傷
2	竹 下	22,000	秋の環境美化活動	右手小指切創	歩道内で草刈り作業を行っていたところ、鎌で誤って 反対の手に接触し負傷
3	冷 田	6,000	秋の環境美化活動	足の親指腱損傷	草刈り機で道路法面の除草作業を行っていたところ、 露出した金網を切断したら針金が飛んできて指 に突き刺さり負傷
4	足 助	22,000	秋の環境美化活動	打撲	川沿いの草刈り作業を行なう為、石の階段を降りよ うとしたら階段を踏み外して転倒し負傷

3 賠償金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額 (円)	件数	支給額 (円)
11月1日～11月30日	5	123,646	3	547,234
4月1日～11月30日	12	1,576,184	9	1,945,749

4 11月の賠償金支給の内容

No.	自治区名等	賠償金額(円)	行 事 名	賠償の内容
1	下川口	35,090	秋の環境美化活動	草刈機で除草中、跳ねた石が近くに止まっていた軽自動 車のフロントドアガラスを破損した。
2	若 林	12,190	自治区環境整備	環境整備で草刈り機で除草をしていた際、誤って軽トラ のタイヤを切断した。
3	松平志賀町	22,000	秋の環境美化活動	草刈機で除草中、跳ねた石が近くの民家の窓ガラスに当 たりガラスを破損した。
4	御船町	7,970	秋の環境美化活動	草刈機で路肩の除草中、草丈が長かった為水道管に気が 付かず水道管を切断した。
5	笹 戸	46,396	環境美化活動	草刈機で除草中、跳ねた石が近くに止まっていた軽自動 車の運転席ドアガラスを破損した。

【問合せ先】 区長会事務局 中山 電話 34-6629

12月区長便送付文書一覧

※区長会ホームページ (<https://www.toyota-kuchokai.org>) でも、資料を掲載しています。

No.	文書名	担当課	電話	種類	送付先
1	令和8年度分交流館・西部コミュニセン ター利用調整申請書【提出期限1月20日】	地域交流課	34-6629	通知	全自治区
2	令和8年度分地域文化広場年間利用調 整申請書【提出期限1月20日】	学び体験推進課	34-6660	通知	全自治区
3	豊田市老人福祉センター豊寿園の長寿 命化等工事に伴う休館期間等及び令和 8年度高齢者福祉施設送迎バス運行期 間の変更	高齢福祉課	34-6984	通知	全自治区
4	第2回住民主体の共助交通シンポジウ ムの開催	交通政策課	34-6603	通知	全自治区
5	「交通安全市民会議ニュース12月号」他	交通安全防犯課	34-6633	配付	全自治区
6	ぼらんていあだより	社会福祉協議会	31-1294	配付 又は 回覧	旧市内自治区
7	2026年度版「地域ふれあいサロンカレ ンダー」	社会福祉協議会	31-1294	配付	旧市内自治区
8	令和8年度 自治区事務スケジュール	地域交流課	34-6629	配付	全自治区

※ 区長便の空袋は、翌月配達時に回収いたしますので区長便ボックスへ入れておいてくださ
い。

- ・ 区長便の空袋を入れ忘れた時は、お近くの支所へお渡しください。
- ・ 区長便袋には、送付文書を残さず、必ず空にしファスナーを開けたまま返却ください。
(提出物などを入れないようにお願いします。)

回覧数等の変更、訂正がある場合は地域交流課へご連絡ください。

【地域交流課】電 話：(0565) 34-6629 F A X：(0565) 35-4745
メール：chiikikouryu@city.toyota.aichi.jp

Memo



「人づくり・まちづくり・幸せづくり」

A series of horizontal dashed lines for writing.



豊田市民の誓い

わたくしたちは、七州しちしゅうをのぞむ美しい山河うつく さんがにかこまれ、
輝かしい衣かがやの里ころもの歴史さとと伝統れきし でんとうをうけつぎながら、
明日あすに向かってむ伸びゆくの豊田市とよたしの市民しみんです。

- 1 緑みどりをはぐくみ、川かわを大切たいせつにして、
豊かな自然ゆた しぜん あいを愛あいしましょう。
- 1 スポーツしたに親しみ、教養きょうようを高たかめて、
文化ぶんかの向上こうじょうにつとめましょう。
- 1 元氣げんきで働はたらき、若い力わか ちからをそだてて、
幸せしあわな家庭かていをつくりましょう。
- 1 互たがいに助けたすあい、心こころの輪わをひろげて、
あたたかい町まちをつくりましょう。
- 1 いのちを尊とうとび、きまりまもを守まもって、
住すみよい社会しゃかいをつくりましょう。

(昭和53年3月1日制定)



「市民の誓いシンボルマーク」(平成18年制定)
「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の
5項目を明るいラインで表し、実践活動を通じて、
わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって
育て伸ばそう」という意味を表しています。

令和8年度豊田市区長会事業計画

1 事業計画

No.	内 容	対 象	回 数	備 考
1	定例役員会	役員	毎月1回	
2	4役会議	4役	毎月1回	役員会の1週間前
3	総務委員会	総務委員	6回	(基本)隔月
4	会計監査	会計・会計監査委員	1回	
5	役員選考委員会	役員選考委員	1回	
6	役員・総務委員意見交換会	役員・総務委員	1回	4/8(水)17:30~
7	総会	全区長	1回	
8	役員・総務委員合同研修会	役員・総務委員	1回	
9	4役研修会	4役	1回	時期未定
10	表彰者選考委員会	総務委員	1回	
11	地区区長会	全区長	毎月1回	
12	各種審議会等	役員	審議会による	

※区長会親睦ゴルフコンペ：6月12日（金）・10月2日（金）予定

2 事業日程

(1) 定例役員会 ※場所は別途通知

第1回	4月	8日	(水)	午後3時~終了後、意見交換会(懇親会)予定
第2回	4月	22日	(水)	午後2時~
第3回	5月	27日	(水)	午後2時~
第4回	6月	24日	(水)	午後2時~
第5回	7月	29日	(水)	午後2時~
第6回	8月	26日	(水)	午後2時~
第7回	9月	24日	(木)	午後2時~
第8回	10月	28日	(水)	午後2時~
第9回	11月	25日	(水)	午後2時~
第10回	12月	23日	(水)	午後2時~
第11回	1月	27日	(水)	午後2時~
第12回	2月	24日	(水)	午後2時~

(2) 総務委員会 ※場所は別途通知

第1回	4月	8日	(水)	午後3時~終了後、意見交換会(懇親会)予定
第2回	6月	17日	(水)	午後2時~
第3回	7月	15日	(水)	午後2時~
第4回	9月	16日	(水)	午後2時~
第5回	12月	16日	(水)	午後2時~
第6回	2月	17日	(水)	午後2時~(表彰者選考委員会)

(3) 総会 令和8年5月9日(土)午前10時30分から正午まで

場所：豊田市民文化会館 小ホール

(4) 役員・総務委員合同研修会 令和8年7月16日(木)

場所：未定

(5) 会計監査 令和9年3月26日(金)午後2時 場所：豊田市役所

(6) 役員選考委員会 令和9年3月10日(水)午後2時 場所：豊田市役所

3 関連事項日程：まちと川を美しくする会

No.	内 容	対 象
1	春の環境美化月間(6月)	全自治区
2	秋の環境美化月間(9月)	

※1 令和5年度より「環境美化の日」を「環境美化月間」に改めました。ただし、この期間に関わらず、各自治区の実情に合わせ、実施日を決定していただいで結構です。

※2 6月14日(日)及び9月27日(日)に渡刈クリーンセンター稼働を依頼予定です。

※3 上記環境美化活動時の廃棄物の収集運搬支援は、春：5~7月、秋：8~11月に実施されます。日曜日収集の相談ができる日にちは、※2の日にちになります。

令和8年度 自治区事務スケジュール資料

※スケジュールは、都合により変更する場合がありますのでご了承ください。
 ※このスケジュールは豊田市区長会ホームページに掲載されていますのでご利用ください。
 【豊田市区長会ホームページ】 <https://www.toyota-kuchokai.org/>

No.0

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月
区長便 (役員会翌週水曜)	【配達日】4月10日(金) ※前区長宛 自治区運営の手引(地域交流課) 広報とよた5月号の配達日のお知らせ (広報課)	【配達日】4月29日(水) 春の環境美化活動関係書類 (地域交流課) 児童遊園・ちびっこ広場の管理謝礼 (公園緑地課) 指定ごみ袋注文書(清掃業務課)	【配達日】6月3日(水) 道路・河川愛護会作業報告書 (道路維持課・河川課)	【配達日】7月1日(水)	【配達日】8月5日(水) 秋の環境美化活動関係書類 (地域交流課)	【配達日】9月2日(水)
提出書類 (所管課)	【各支所、地域交流課】 環境美化活動実施計画書 2/27期限 防犯灯電気料金領収証 3/19期限 委任状、口座振替申込書 3/19期限 自治区長選任報告書 3/19期限 自治区加入世帯数報告書 3/19期限 区長便配達先届 3/19期限 区長会共済会該当行事届 3/19期限 自治区メールアドレス報告書 3/19期限 自治区総会資料・規約 4/10期限 【防災対策課】 自治区緊急情報伝達システム登録申請書 3/19期限 自主防災会調査票 3/19期限		自治区補助金(備品・集会施設・放送施設) ※6月末〆切(申請は4月から随時受付) 自治区福祉活動助成金申請書 (社会福祉協議会) 治山事業の要望について(森林課) ※6月下旬〆切(該当地区のみ)	春の環境美化活動実施結果報告書 (地域交流課) 豊田市工事申請書(公園新設分) (公園緑地課) ※7月末〆切(申請は随時受付)	次年度 補助金等要望書 ※8月末〆切(各支所、地域交流課) 豊田市工事申請書(道路維持課ほか) ※8月末〆切(申請は4月から随時受付)	
振込 (所管課)		地域振興事務交付金 (各支所、地域交流課)			自治区福祉活動助成金 (社会福祉協議会) 児童遊園・ちびっこ広場の管理謝礼 (公園緑地課)	緑化啓発推進費交付金 (緑の募金委員会)
自治区活動	春の交通安全市民運動(6日～15日)	豊田市区長会総会(9日) 自治区運営・補助制度の研修会	春の環境美化月間 (渡刈クレンセンタ稼働予定日は14日) 避難行動要支援者同意者名簿更新	夏の交通安全市民運動(11日～20日)		秋の環境美化月間 (渡刈クレンセンタ稼働予定日は27日) 秋の交通安全市民運動(21日～30日)
行事	緑の募金資材の配達(4月中) (緑の募金委員会)	環境委員情報交換会 (5月中旬～6月上旬) 社会福祉協議会費募集月間(5～6月) 緑の募金活動期間(5～6月)	自主防災会連絡協議会総会(6日) 交通安全委員研修会(6月頃) 豊田おいでんまつりマイタウンおいでん 実施期間(5月下旬～7月中旬)	防災リーダー養成講座(4日) 豊田おいでんまつり総踊り(25日) 豊田おいでんまつり花火大会(26日) 災害廃棄物市民仮置場地区区長会説明 (7月～9月)		自主防災リーダー養成講座(9月中旬) 防犯ボランティア養成講座(9～10月)

区分	10月	11月	12月	令和9年 1月	令和9年 2月	令和9年 3月
区長便 (役員会翌週水曜)	【配達日】10月7日(水)	【配達日】11月4日(水)	【配達日】12月2日(水) 広報とよた1月号の配達日のお知らせ (広報課) 交流館利用調整申請書 (地域交流課) 愛知県知事選挙における投票管理等の推薦依頼 (選挙管理委員会事務局)	【配達日】1月6日(水)	【配達日】2月3日(水) 年度当初必要書類提出依頼(各課) 愛知県議会議員一般選挙及び豊田市議会議員 一般選挙における投票管理等の推薦依頼 (選挙管理委員会事務局)	【配達日】3月3日(水)
提出書類 (所管課)	秋の環境美化活動実施結果報告書 (地域交流課) 自主避難場所設置状況報告書 (防災対策課)	自治区補助金(防犯灯) ※11月末〆切(申請は4月から随時受付) 河川愛護活動報告書 〈県管理分/第1回〉(県建設事務所) 緑化推進事業実施報告書(11月中) (緑の募金委員会)	道路・河川愛護会作業報告書 〈市管理分〉(道路維持課・河川課)	豊田市区長会表彰候補者推薦書 (区長会事務局) 河川愛護活動報告書 〈県管理分/第2回〉(県建設事務所)		各種補助事業の実績報告書(各課) 広報とよた配達先届(広報課) 自治区福祉活動助成金報告書 (社会福祉協議会)
振込 (所管課)						道路・河川愛護報償金 (道路維持課・河川課)
自治区活動			年末の交通安全市民運動(1日～10日)			各自治区総会 (役員選任、事業報告・決算報告及び 事業計画・予算編成)
行事	赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金 (10月～12月) 日本赤十字社啓発チラシ配布 (10月～12月)	社会福祉大会(5日) 自主防災会連絡協議会事例発表会(28日) プラスチック資源(ごみ)分別区分変更 地区区長会説明 (11月～2月)	年末の安全なまちづくり市民大会(12日)	新年あいさつ会(6日) 豊田市交通安全市民大会(30日)		市制記念式典(6日)



地域安全情報

令和7年
December
12

SNSを利用した詐欺にご注意!

豊田署管内では、SNS型投資詐欺が**53件**、SNS型ロマンス詐欺が**24件**発生し、2つを合わせた被害総額は**8億円**を超えています。 ※本年10月末現在

SNS型投資詐欺

SNSのダイレクトメッセージなどで接触し、「必ず儲かる」など言葉巧みに信用させ、投資や暗号資産の購入、手数料などの名目でお金を振り込ませる手口



SNS型ロマンス詐欺

SNSやマッチングアプリを通じて知り合い、実際に会うことなくやり取りを重ねて恋愛感情や親近感を抱かせ、様々な名目でお金をだまし取る手口



⚠ SNSのやり取りだけで相手を信用しない!

⚠ 「必ず儲かる」は詐欺! 不安に思ったら、お金を払う前に相談しましょう



『朝』も『夜』も! ^{ゴナナ}5~7は魔の時間

愛知県内では、11月・12月の朝5時から7時の間に、歩行者が死亡する交通事故が多く発生する傾向※にあります。

事故は夜に多いと思われがちですが、冬場は朝も薄暗く、車両が歩行者を見落とす危険性が高くなるので、歩行者は

LEDライト 反射材 明るい服装

で目立たせましょう。

※過去5年間の人身交通事故データを集計



12月10日~16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

愛知県警察HPには、拉致の可能性を排除できない事案に係る22名の方について、顔写真や行方不明時の状況等を掲載しています。

豊田警察署HP →
地域安全情報などを
掲載しています



愛知県警 採用HP →
警察官・警察職員の
採用情報はこちらから



愛知県豊田警察署



「安心」して暮らせる「安全」な愛知に向けて

地域安全対策ニュース

NO. 45

令和7年11月12日



愛知県警察本部
生活安全総務課

令和7年10月末(暫定値)の犯罪発生状況

	刑法犯 総数	侵入盗	住宅対象 侵入盗	事務所荒し	出店荒し	自動車盗	自転車盗	性犯罪
認知件数 (件)	47,440	3,014	1,156	216	546	955	10,928	715
増減(件)	+4,927	+731	+94	+49	+231	+204	+531	+133
増減比 (%)	+11.6%	+32.0%	+8.9%	+29.3%	+73.3%	+27.2%	+5.1%	+22.9%
特殊詐欺			1件あたりの被害額(円) 約432万		SNS型 投資詐欺・ロマンス詐欺			1件あたりの被害額(円) 約1,122万
認知件数 (件)	1,603	被害額 (円)	約69億3,207万		認知件数 (件)	1,191	被害額 (円)	約133億6,590万
増減(件)	+377	増減(円)	+約35億748万		増減(件)	+609	増減(円)	+約63億7,551万
増減比 (%)	+30.8%	増減比 (%)	+102.4%		増減比 (%)	+104.6%	増減比 (%)	+91.2%

※性犯罪は不同意性交等罪及び不同意わいせつ罪の合計 ※増減・増減比は前年同期比 ※特殊詐欺、SNS型投資詐欺、ロマンス詐欺は組織犯罪特別捜査課による集計 ※被害額はキャッシュカード手渡し型被害による事後引き出し額を含む(千円以下切捨)

Topics

SNSを悪用した投資詐欺・ロマンス詐欺の被害が急増 だまされる前に仮想体験を

多発するSNS型投資・ロマンス詐欺被害。被害に遭わないためにも、その手口を知ることが重要です。仮想体験ツール(無料)で、だまされる前に、被害を体験してみませんか? ※大阪府警提供

利用時には
別途通信料が
かかります

SNS型投資詐欺



SNS型ロマンス詐欺



男性ver

SNS型ロマンス詐欺



女性ver

※仮想のアンケートがありますが、あくまでも演出であり、回答の集計はされません。その後、LINEに繋がり、仮想のやり取りが行われます。このツールから被害に遭うことはありません。

※仮想の被害体験です。LINEに繋がり、仮想のやり取りが始まります。このツールから被害に遭うことはありません。

SNSのやりとりだけで相手を信用しない!

☆スマートフォンの操作が心配な方は、家族やお友達と一緒に体験してください☆

豊田警察署管内（令和7年9件目） 交通死亡事故発生速報

深夜、北進中の軽四乗用自動車（50歳代男性）と西進中の普通乗用自動車（40歳代男性）が交差点で衝突し、軽四乗用自動車の運転手が**死亡!!**

○発生日時

令和7年11月21日（金）

午前1時25分頃

○場 所

みよし市東山台地内

現場の見通し写真



交通取締り
強化中!



事故防止のポイント



○交差点では**信号を必ず確認して通行**しましょう。

○ドライバーは**制限速度を守り**、さらに、**深夜、早朝の交通閑散な時ほど速度は控えて**事故防止を心がけましょう。

○停止線「**ぴたっ**」と止まって安全確認。

豊田警察署



12月豊田市地区区長会日程表

番号	自治区	開催日	曜日	時間	場所	交番・駐在	係	階級	運営担当者	出席予定者
1	崇化館	12月10日	水	13:30	交流館	駅前	1	補	川島雅弘	左同
2	梅坪台	12月9日	火	17:00	交流館	梅坪	3	査長	浅井夕季夫	左同
3	浄水	12月6日	土	9:00	交流館	保見	3	長	瀧脇英晃	左同
4	朝日丘	12月3日	水	10:00	交流館	朝日丘	3	長	蜷川凌太郎	左同
5	逢妻	12月11日	木	19:00	交流館	宮口	駐在	査長	河合淳朗	左同
6	高橋	12月9日	火	19:00	交流館	高橋	3	長	關修人	左同
7	美里	12月14日	日	14:30	交流館	御立	2	長	永田裕樹	左同
8	益富	12月7日	日	16:00	交流館	益富	1	査長	田中亨	左同
9	豊南	12月3日	水	17:00	交流館	豊田	3	長	藤田和之	左同
10	末野原	12月6日	土	14:30	交流館	末野原	3	長	岩田和也	左同
11	上郷	12月5日	金	18:30	交流館	上郷	2	長	富松宣之	左同
12	竜神	12月10日	水	17:30	交流館	土橋	1	査長	島田光之	左同
13	若林	12月26日	金	17:00	交流館	若林	2	補	中本充彦	左同
14	前林	12月12日	金	18:30	交流館	高岡	3	長	古味裕樹	左同
15	若園	12月26日	金	13:30	交流館	若林	3	長	岩田徳久	左同
16	猿投台	12月12日	金	18:00	交流館	猿投台	3	長	富川哲夫	左同
17	井郷	12月3日	水	15:00	交流館	猿投台	3	長	富川哲夫	左同
18	猿投	12月13日	土	13:00	交流館	加納	駐在	査長	橋元秀和	左同
19	保見	12月12日	金	18:30	交流館	大畑	駐在	補	水野茂人	左同
20	石野	12月4日	木	19:00	交流館	広瀬	駐在	補	中川彰太	左同
21	松平	12月12日	金	17:00	交流館	王滝	駐在	査長	泉貴啓	左同
22	藤岡	12月11日	木	19:00	交流館	藤岡	2	査長	中満洋尚	左同
23	藤岡南	12月4日	木	18:00	交流館	藤岡	1	査長	坂上彰宏	左同
24	小原	12月5日	金	18:00	支所	市場	駐在	長	近藤浩	左同
25	足助	12月2日	火	18:30	支所	明川	足助署	補	大西博文	左同
26	下山	12月2日	火	14:00	交流館	黒坂	足助署	長	伊藤光弘	左同
27	旭	12月2日	火	14:00	交流館	杉本	足助署	長	近藤真一	左同
28	稲武	12月9日	火	19:00	支所	御所貝津	足助署	補	浅井旭	左同

変更・その他連絡がありましたら、下記までご連絡願います。

豊田警察署 地域課 地域安全担当官 坂本 連絡先 0565(35)0110 内線295

足助警察署 地域課 地域安全担当官 佐藤 連絡先 0565(62)0110 内線294

令和7年11月26日

地区コミュニティ会議会長 様

豊田市青少年健全育成推進協議会
会長 甲村 敬司令和8年度豊田市青少年健全育成推進協議会理事及び青少年育成員の推薦
について（お願い）

日ごろは、青少年健全育成推進協議会（以下、「青推協」という。）の活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。また、各地区コミュニティ会議において、活発な青少年健全育成活動を推進していただき、厚くお礼申し上げます。

今年度も、各地区コミュニティ会議からご推薦いただきました理事及び青少年育成員に活躍していただき、有益な活動を展開することができました。

次年度も引き続き、下記のとおり理事及び青少年育成員をご推薦くださいますようお願いいたします。

ご多忙の折、誠に恐縮に存じますが、よろしく願いいたします。

記

1 推薦人数

(1) 理事 中学校区から1名

※原則、青少年育成組織の中心的な役割を担う人が望ましい。

(2) 青少年育成員 原則として小学校区に1名以上を選任する。ただし地区事情により小学校区からの選任ができない場合は理事以外に、中学校区から2名以上を選任する。

※今後、青少年育成組織の中心的な役割を担う人が望ましい。

2 推薦方法

青推協事務局（こども・若者政策課）まで推薦書類をご提出ください。

・推薦書(様式)：次頁参照

・提出期限：令和8年3月19日（木）

3 その他

(1) 推薦にあたっては現職の理事と協議し、地区コミュニティ会議の青少年育成部会員から選出してください。ただし、同部会から青少年育成員の選出が難しい場合は、地区コミュニティ会議の他部会員から選出してください。

(2) 理事と青少年育成員は兼務できません。

(3) 理事と青少年育成員の任期は1年ですが、継続的な運営が可能となるよう、2年以上在籍いただけるようご配慮ください（特に理事）。

(4) 本内容は、12月11日（木）の交流館長会でも依頼する予定です。

(5) 青少年育成員が交代する場合は、引継ぎが確実になされるよう、ご配慮をお願いいたします。

【問合せ先】

豊田市青少年健全育成推進協議会事務局 小笠原・橋本・森本・松本
(豊田市こども・若者部 こども・若者政策課内)

TEL:34-6630 FAX:34-6938 e-mail:kowaka@city.toyota.aichi.jp

令和 年 月 日

豊田市青少年健全育成推進協議会会長 様

地区コミュニティ会議

会 長

(電話 -)

**令和8年度豊田市青少年健全育成推進協議会理事及び青少年育成員の推薦について
(報告)**

下記のとおり報告します。

記

1 【理事】

※前年度に引き続き理事の方は、住所等変更がない場合は氏名のみで他は記入不要です。
今年度初めて理事になられる方はすべてご記入ください。性別と生年月日は団体傷害互助会加入に必要ですので、**必ずご記入**ください。尚、この個人情報は十分注意して取り扱い、青推協の活動目的以外では使用しません。

フリガナ		性別	生年月日
氏 名		男・女	S・H 年 月 日
住 所	〒 - 豊田市		
電 話	①携帯 () - ②自宅 () - ※①がない場合は②をご記入ください。		
メールアドレス			
備 考 (これまでの活動等 ※育成部会、PTA、子ども会など)			

2【青少年育成員】①

※前年度に引き続き青少年育成員の方は、住所等変更がない場合は氏名のみで他は記入不要です。今年度初めて青少年育成員になられる方はすべてご記入ください。性別と生年月日は団体傷害互助会加入に必要ですので、**必ずご記入ください。**尚、この個人情報は十分注意して取り扱い、青推協の活動目的以外では使用しません。

フリガナ		性別	生年月日
氏名		男・女	S・H 年 月 日
小学校区	小学校		
住所	〒 - 豊田市		
電話	①携帯 () - ②自宅 () - ※①がない場合は②をご記入ください。		
メールアドレス			
備考 (これまでの活動等 ※育成部会、PTA、子ども会など)			

2【青少年育成員】②

※前年度に引き続き青少年育成員の方は、住所等変更がない場合は氏名のみで他は記入不要です。今年度初めて青少年育成員になられる方はすべてご記入ください。性別と生年月日は団体傷害互助会加入に必要ですので、**必ずご記入ください。**尚、この個人情報は十分注意して取り扱い、青推協の活動目的以外では使用しません。

フリガナ		性別	生年月日
氏名		男・女	S・H 年 月 日
小学校区	小学校		
住所	〒 - 豊田市		
電話	①携帯 () - ②自宅 () - ※①がない場合は②をご記入ください。		
メールアドレス			
備考 (これまでの活動等 ※育成部会、PTA、子ども会など)			

2【青少年育成員】③

※前年度に引き続き青少年育成員の方は、住所等変更がない場合は氏名のみで他は記入不要です。今年度初めて青少年育成員になられる方はすべてご記入ください。性別と生年月日は団体傷害互助会加入に必要ですので、**必ずご記入ください。**尚、この個人情報は十分注意して取り扱い、青推協の活動目的以外では使用しません。

フリガナ		性別	生年月日
氏名		男・女	S・H 年 月 日
小学校区	小学校		
住所	〒 - 豊田市		
電話	①携帯 () - ②自宅 () - ※①がない場合は②をご記入ください。		
メールアドレス			
備考 (これまでの活動等 ※育成部会、PTA、子ども会など)			

2【青少年育成員】④

※前年度に引き続き青少年育成員の方は、住所等変更がない場合は氏名のみで他は記入不要です。今年度初めて青少年育成員になられる方はすべてご記入ください。性別と生年月日は団体傷害互助会加入に必要ですので、**必ずご記入ください。**尚、この個人情報は十分注意して取り扱い、青推協の活動目的以外では使用しません。

フリガナ		性別	生年月日
氏名		男・女	S・H 年 月 日
小学校区	小学校		
住所	〒 - 豊田市		
電話	①携帯 () - ②自宅 () - ※①がない場合は②をご記入ください。		
メールアドレス			
備考 (これまでの活動等 ※育成部会、PTA、子ども会など)			

豊田市青少年健全育成推進協議会について

名 称

- 豊田市青少年健全育成推進協議会（略称／青推協：せいすいきょう）

設 立

- 昭和55年（1980年）7月

設立までの経過

- 昭和47年度より青少年対策地区委員会が青少年対策組織として結成され、主に非行防止活動が中心に進められていた。しかし「非行防止のみを唱えても健全な青少年の育成はできない」との考えから、各地区の青少年対策地区委員会が発展的に解消され、地区コミュニティ会議に改められた。
- これを契機に、昭和55年に青少年健全育成活動を住民主体の運動とするため、地区コミュニティ会議青少年育成組織の代表者等によって構成される青推協が発足した。

目 的

- 豊田市子ども条例に基づいて、明日の担い手である青少年の健全育成を目指し、青少年の諸活動を支援するとともに、青少年育成に係る活動の活性化を図ることを目的とする。

役 割

- 地域における青少年の実態や活動を把握する継続的な情報交換を行い、家庭・学校・地域との連携をとりながら青少年育成活動を展開する。

活 動

- 青少年の健全育成に必要な活動について、市民や関係団体等に呼びかけを行う。
- 青少年健全育成の意識向上を図るため、住民参加による各種行事の開催を実施・奨励するとともに広報活動を行う。
- 関係業界による自主規制等が効果的に行われるよう必要な申し入れ等を行う。
- 大人自身が知識を習得し、青少年に範を示すよう呼びかける。

事業等

- 下表のとおり（令和6年度の場合）

事業名	開催頻度	理事	育成員	その他
総会	年1回	参加	参加	平日夜間（例年4月）
理事会	年5回程度	参加	－	平日夜間
研修会	年4回程度	参加	参加	平日夜間
中学生の主張発表大会	年1回	参加	参加	週末昼間（例年6月）
その他の啓発活動等	不定期	参加	任意	週末昼間（街頭活動）

※会場は、福祉センター、市民文化会館など

青推協 理事 について

推薦人数

- 中学校区 1 名

任 期

- 1 年間（再選は妨げない） ※ 2 年以上在籍可能な方が望ましい

役 割

- 青推協の執行機関としての理事会の構成員として会の運営にあたる
- 青推協で得た情報を地区活動にフィードバックする

報 償

- なし（費用弁償あり）

対 象

- 地区コミュニティ会議青少年育成組織の長など ※ 青少年育成員との兼務は不可
- 青少年育成活動に理解と熱意がある方

そ の 他

- 出席（参加）する会議等は、裏面の事業等のとおり

青推協 青少年育成員 について

推薦人数

- 1 小学校区 1 名以上（原則）
※ 事情により小学校区からの選出ができない場合は、理事以外に中学校区から 2 名

任 期

- 1 年間（再選は妨げない） ※ 2 年以上在籍可能な方が望ましい

役 割

- 青推協が開催する研修会に参加するなど会の運営に協力する
- 青推協で得た情報を地区活動にフィードバックする

報 償

- なし（費用弁償あり）

対 象

- 地区コミュニティ会議青少年育成組織に所属する方（原則）※ 理事との兼務は不可
- 青少年育成活動に理解と熱意がある方
※ 子ども会、ジュニアクラブ又は P T A 等青少年育成団体を経験した方が望ましい

そ の 他

- 出席（参加）する会議等は、裏面の事業等を参照

豊こ若発第1749号
令和7年11月26日

地区コミュニティ会議会長 様

豊田市長 太田 稔彦

令和8年（令和7年度）二十歳のつどいの開催について（依頼）

日ごろは、当市の青少年健全育成事業に対して多大なる御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、みだしの件について、下記のとおり依頼いたします。各地区の皆様には、大変お手数をおかけしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 令和8年（令和7年度）二十歳のつどいについて
 - （1）開催について
各地区コミュニティ会議で、市からの委託により実施
 - （2）開催日及び会場
別紙のとおり（※令和8年「成人の日」は1月12日（第2月曜日））
 - （3）対象者数
4,840人（令和7年11月1日現在）※昨年同時期5,007人
※二十歳のつどいの対象者は、原則として平成17年4月2日から平成18年4月1日生まれで①市内在住の人②過去に豊田市に住民票があった人（本人等から申し出があった場合に、出席する地区の異動（変更）及び市外転出者の参加を受付）。

【問合せ】豊田市こども・若者政策課 藤田、大澤
電 話：34-6630
FAX：34-6938
E-mail：kowaka@city.toyota.aichi.jp

令和8年（令和7年度）二十歳のつどい 開催予定表

地区名	開催日	会場	受付時刻	時間
崇化館	令和8年1月11日(日)	豊田市コンサートホール	9:30	10:00~正午
朝日丘	令和8年1月11日(日)	豊田市民文化会館	9:30	10:30~正午
豊南	令和8年1月10日(土)	豊田市民文化会館	13:15	14:00~15:30
高橋	令和8年1月11日(日)	高橋コミュニティセンター	10:00	10:30~正午
上郷	令和8年1月11日(日)	上郷交流館	9:00	10:00~12:30
若林 (高岡)	令和8年1月11日(日)	若林交流館	9:30	10:30~12:30
保見	令和8年1月11日(日)	保見交流館	10:00	10:30~正午
猿投	令和8年1月11日(日)	猿投棒の手ふれあい広場	10:00	10:30~12:30
猿投台	令和8年1月11日(日)	猿投台中学校	9:45	10:15~12:30
石野	令和8年1月11日(日)	石野交流館	13:00	13:30~15:30
松平	令和8年1月11日(日)	松平交流館	9:30	10:30~12:30
竜神	令和8年1月11日(日)	竜神中学校	9:15	10:00~正午
美里	令和8年1月11日(日)	美里交流館	9:30	10:00~正午
逢妻	令和8年1月11日(日)	西部コミュニティセンター	9:15	10:00~12:30
若園	令和8年1月11日(日)	若園交流館	12:15	13:00~15:00
梅坪台	令和8年1月11日(日)	豊田産業文化センター	10:00	10:30~12:30
前林	令和8年1月11日(日)	前林中学校	9:30	10:00~正午
益富	令和8年1月11日(日)	益富交流館	10:30	11:00~12:30
末野原	令和8年1月11日(日)	末野原交流館	13:30	14:00~16:00
井郷	令和8年1月11日(日)	猿投コミュニティセンター	9:30	10:00~正午
藤岡	令和8年1月11日(日)	藤岡交流館	9:30	10:00~12:30
小原	令和8年1月11日(日)	小原交流館	13:30	14:00~16:00
足助	令和8年1月11日(日)	足助交流館	9:30	10:00~正午
下山	令和8年1月11日(日)	下山基幹集落センター	10:15	11:00~12:30
旭	令和8年1月11日(日)	旭交流館	12:30	13:00~14:30
稲武	令和8年1月11日(日)	稲武交流館	正午	13:00~15:00
藤岡南	令和8年1月10日(土)	藤岡南交流館	正午	13:00~14:30
浄水	令和8年1月11日(日)	豊田市福祉センター	10:30	11:00~13:00

令和7年11月26日

各地区コミュニティ会議会長 様

豊田市魅力創造部
スポーツ振興課長 中野 洋介

豊田市スポーツ推進委員の推薦について（依頼）

日頃は本市スポーツ推進に対し、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
みだしのことにつきまして、令和5年度末に御推薦いただきましたスポーツ推進委員が令和7年度末をもって任期満了となります。

つきましては、令和8年度及び令和9年度のスポーツ推進委員を御推薦いただくため、別紙推薦書を下記により御提出くださいますようお願いいたします。

なお、推薦に関して質問等がございましたら、スポーツ振興課まで御連絡ください。

記

- 1 提出物 推薦書（様式第1号・再任、新任予定者の人数分）
※別添「豊田市スポーツ推進委員継続意思確認書」内、「推薦書」提出必要者「○」の方。様式の種類は備考欄を御確認ください。
①様式第1-1号＜継続者用＞
対象者：任期満了者で且つ継続意思「有」の方
（こちらで小学校区と氏名を記入しています。）
②様式第1-2号＜新規者用＞
対象者は以下のどちらか
・前任者の任期満了によって、新しく推薦される方
・前任者がいない場合で、新しく推薦される方
③様式第1-3号＜新規（前任者 任期途中退任）者用＞
対象者：任期途中で退任された前任者を引継ぐ方
- 2 提出期限 **令和8年1月9日（金）までにスポーツ振興課**に御提出ください。
- 3 任期満了者 「豊田市スポーツ推進委員継続意思確認書」参照
- 4 その他 交流館長及び地域スポーツクラブへも、別途情報提供をしています。
中学校区内に地域スポーツクラブが設立されている地区は、地域スポーツクラブに情報共有しながら推薦してください。

【連絡先】

豊田市魅力創造部 スポーツ振興課 真鍋、北田
(TEL) 34-6632 (FAX) 32-9779
(E-mail) sports@city.toyota.aichi.jp

豊田市スポーツ推進委員推薦依頼について

豊田市魅力創造部スポーツ振興課

1 スポーツ推進委員の概要について

【身 分】豊田市が委嘱する非常勤特別職

【任 期】2年（再任可）。

ただし、前任者が任期途中で退任した場合は、前任者の残任期間。

【活 動】地域でのスポーツ活動（行事開催に伴う連絡調整含）、スポーツ推進委員協議会活動、研修など。

【報 酬】活動回数あたり2,500円

※以下の「4スポーツ推進委員の報酬対象活動について」参照

【役 割】「地域」を活動の場とし、実技指導、企画及び運営・調整を軸に、地域住民の身近な立場からスポーツへのきっかけを提供する。

2 任期満了に伴うスポーツ推進委員の推薦について

- ・別添「豊田市スポーツ推進委員継続意思確認書」を参照してください。
- ・「推薦書提出必要者」の欄に「○」がついている方が対象となります。
- ・「推薦書提出様式」に記載のある様式に御記入のうえ、御提出ください。
- ・委員限度数として地区の人口÷3000人で上限を定めています。

※上限が5人に満たない地区に関しては当該地区のスポーツ推進委員の負担が大きくなりすぎないように5人と定めています。

【委嘱期間】令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）

【提 出】**令和8年1月9日（金）までに**スポーツ振興課へ推薦書を提出してください。（交流館経由可）

3 任期途中での退任委員について

- ・「推薦書提出必要者」の欄に「○」がついている方が対象となります。
- ・「推薦書提出様式」に記載のある様式に御記入のうえ、御提出ください。
- ・任期途中での退任を希望するスポーツ推進委員から「退任願」の提出がありますので、コミュニティ内での承諾が必要になります。承諾の場合は、ご署名ください。

【委嘱期間】令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

【提出】令和8年1月9日（金）までにスポーツ振興課へ推薦書を提出してください。（交流館経由可）

4 スポーツ推進委員の報酬対象活動について（情報提供）

【対象活動】

- ① 地域スポーツ活動・・・コミュニティ、自治区、子ども会等
例：）体力測定会の運営、自治区運動会での競技審判、球技大会の審判、ニュースポーツ体験会等
- ② 地域スポーツクラブでの活動・・・参加無料かつ誰でも参加可能で、スポーツの機会が提供される場
例：）バレーボール大会の運営、ウォーキング活動の運営及び指導等
- ③ スポーツ振興課の認める協議会活動・・・総会、理事会、役員会、専門部会等
- ④ 研修会参加・・・市、県等主催

【対象外の活動】

- ・大会や活動等の準備に伴う会議または反省会等
- ・特定のチームに対する定期的な指導等。
※例えば、子供会やスポーツ少年団等に毎週フットサルやテニスなどを指導する。

【支払い方法】

スポーツ推進委員より毎月提出される活動報告書をもとに、毎月お支払いをしております。（2,500円/回）

推 薦 書

<継続者用>

小学校区	ふりがな
小学校	氏 名
小学校区	ふりがな
小学校	氏 名
小学校区	ふりがな
小学校	氏 名
小学校区	ふりがな
小学校	氏 名
小学校区	ふりがな
小学校	氏 名

令和 〃 年度豊田市スポーツ推進委員として推薦します。

令和 〃 年 〃 月 〃 日

(〃) 地区コミュニティ会議

会 長

推 薦 書

<新規者用>

小学校区	ふりがな
小学校	氏 名
生年月日 昭和・平成 年 月 日生	性 別
住 所 〒 - 豊田市	電話番号 (自宅) - (携帯) - -
職 業	勤務先
指導可能スポーツ種目	前任者 ※前任者がいない場合記載不要
過去に豊田市スポーツ推進委員（体育指導員）の経験の有無 有・無	

令和 8 ・ 9 年度豊田市スポーツ推進委員として推薦します。

令和 年 月 日

() 地区コミュニティ会議

会 長

推 薦 書

<新規（前任者 任期途中退任）者用>

小学校区	ふりがな
小学校	氏 名
生年月日 昭和・平成 年 月 日生	性 別
住 所 〒 - 豊田市	電話番号 (自宅) - (携帯) - -
職 業	勤務先
指導可能スポーツ種目	前任者
過去に豊田市スポーツ推進委員（体育指導員）の経験の有無 有・無	

令和 8 年度豊田市スポーツ推進委員として推薦します。

令和 年 月 日

() 地区コミュニティ会議

会 長

年 月 日

豊田市 御中

豊田市スポーツ推進委員
() 地区

豊田市スポーツ推進委員の退任願

下記の理由により、豊田市スポーツ推進委員を退任します。

記

<理由>

当該スポーツ推進委員が、上記の理由により退任することを承諾します。

年 月 日
() 地区コミュニティ会議

会 長

※承諾後、この退任願を該当スポーツ推進委員にお渡しください。
スポーツ推進委員からスポーツ振興課へ提出します。

豊田市スポーツ推進委員の委嘱及び職務に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）及び豊田市スポーツ推進委員規則（令和2年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊田市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の委嘱及び職務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱の方法)

第2条 市長は、推薦書（様式第1号）により地区コミュニティ会議からの推薦を受け、委員を委嘱するものとする。

2 地区コミュニティ会議は、地区内の住民のうち委員に適当と思われる者を推薦することとする。また、可能な限りその居住区域にかかる小学校区に偏りがないように選出するものとする。

(職務と地域の分担)

第3条 規則第2条第2項に規定する委員は、地域スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに、住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行うため、地域を分担し、活動を行うものとする。

2 分担する地域については、別表第1のとおりとする。

(委嘱限度数)

第4条 別表第1におけるコミュニティごとに、前年度の8月1日現在の人口を基準に、住民3,000人に委員1人の割合で委嘱数に限度を設けるものとする。

また、人口が15,000人に満たない地域の限度数は5人とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認めた場合については、規則に定める定数の範囲内で、限度を越えた人数の委員の委嘱ができるものとする。

(住所変更)

第5条 委員に別表第1のコミュニティの区域を超えた住所の変更があった場合における第2条第2項、第3条第2項及び前条の取扱いについては、当該委員が任期満了になるまでは、継続して住所変更前の別表第1のコミュニティの区域に所属するものとみなす。

(報償)

第6条 委員が地域でのスポーツ活動を実践した場合、県及び市等が主催する研修会等へ参加した場合並びに豊田市スポーツ推進委員協議会規約に規定する総会、役員会、理事会及び専門部会（ただし、市が認めた活動に限る。）に参加した場合について、1活動回数あたり2,500円を報酬として委員に支払う。

2 委員は、委員としての活動を行った場合、翌月10日までに、豊田市スポーツ推進委員活動報告書（様式第2号）を市に提出しなければならない。

3 市は、必要があれば、委員の活動について、地区コミュニティ会議及び地域スポーツクラブ等活動主体に確認をすることができる。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

推薦した地区コミュニティ会議	コミュニティ	ブロック
崇化館	崇化館	第 1 ブロック
朝日丘	朝日丘	
逢妻	逢妻	
梅坪台	梅坪台	
浄水	浄水	
豊南	豊南	第 2 ブロック
上郷	上郷	
竜神	竜神	
末野原	末野原	第 3 ブロック
保見	保見	
猿投	猿投	
猿投台	猿投台	
井郷	井郷	
石野	石野	第 4 ブロック
高橋	高橋	
美里	美里	
益富	益富	
松平	松平	第 5 ブロック
若林	若林	
若園	若園	
前林	前林	第 6 ブロック
藤岡	藤岡	
藤岡南	藤岡南	第 7 ブロック
小原	小原	
足助	足助	
下山	下山	
旭	旭	
稲武	稲武	

備考 コミュニティは通常分担する地域、ブロックはコミュニティ単位では十分に委員の活動が機能しない場合に協力しあう広域的な地域をいう。

各自治区長 様

豊田市長 太田 稔彦

第2回住民主体の共助交通シンポジウムの開催について（お知らせ）

日頃は、本市の交通施策に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

住民主体で地域の移動支援に取り組む「共助交通」について、実際に取組を進めている団体の代表者を招き、共助交通への理解を深める機会として、「第2回 住民主体の共助交通シンポジウム」を下記のとおり開催します。

共助交通の詳細を知りたい方や、地域の移動手段について検討されている自治区・団体の方は、是非御参加ください。

記

- 日時 令和8年2月10日（火） 午後2時から午後4時
- 場所 豊田市役所 東庁舎7階 大会議室3・4
- 内容
 - ・豊田都市交通研究所から共助交通に関する話題提供
 - ・共助交通の事例紹介
 - ①水源町、平山・平和町自治区の2団体
「コミュニティ・カーシェアリングの取組状況の報告」
 - ②たかみお助け隊（高美町）
「タクシー活用と住民マイカーによる送迎活動」

【ポイント】

- ・昨年度の第1回シンポジウムでは、水源町で開始された移動専用リース車を活用した「コミュニティ・カーシェアリング」の事例をご紹介しました。
- ・今回の第2回では、平山・平和自治区も加えた同取り組みの1年間の振り返りに加え、タクシーやマイカーを活用した新たな共助交通の実践例も御紹介します。
- ・活動の代表者から直接お話を伺うことで、運用方法や取り組みに込められた思いなどを知ることができ、より参考になる内容となっています。

- 申込方法 専用申込フォームに登録、
もしくは直接、交通政策課に電話

専用申込フォーム

(<https://ttzk.graffer.jp/city-toyota/smart-apply/surveys/7634706461895575792>)



- その他 定員（約100人）に達した時点で申込みを締め切ります。

<問い合わせ先>

豊田市都市整備部 交通政策課
公共交通計画担当 松井、愛川
TEL:0565-34-6603 FAX:0565-33-2433
メール:koutsu@city.toyota.aichi.jp

住民同士の支え合いによる移動支援で地域の課題解決

参加費
無料

定員
100名

第2回

住民主体の 共助交通シンポジウム



～地域特性に応じた取組事例から学ぶ～

日時

2026年2月10日(火) 14:00～16:00 (13:30～受付)

場所

豊田市役所 東庁舎7F 大会議室3・4

対象

住民主体による移動支援や地域づくりに興味がある方など
どなたでも参加いただけます！

申込方法

WEBから申込み

下記の二次元コード又はURLから
お申込みください

もしくは

電話から申込み

下記の電話番号にご連絡いただき
「(団体名) 参加代表者、参加人数、
連絡先」をお伝えください。

はじめに 地域特性から見る共助交通の可能性

登壇者 公益財団法人 豊田都市交通研究所 研究部長 山崎 基浩氏

事例発表 車を共同利用した支え合い活動 (コミュニティ・カーシェアリング)

登壇者 水源カーシェアさくら会 渡邊 敬一氏
平山自治区・平和町自治区カーシェア会 鈴木 久雄氏

タクシー活用と住民マイカーによる送迎活動

登壇者 たかみお助け隊 関森 俊幸氏

実際の取組状況、
運営の工夫、
課題や気づきについて
各団体の代表者の
方から直接お話し
いただきます。

情報提供

山村地域における持続可能な移動支援に向けて(しきしまの家運営協議会の取組)
豊田市 都市整備部 交通政策課

お問い合わせ

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所 西庁舎3F

豊田市 都市整備部 交通政策課

TEL:0565-34-6603 / Eメール:koutsu@city.toyota.aichi.jp

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyota/smart-apply/surveys/7634706461895575792>

申込みはコチラ



令和7年11月26日

自治区長様

**豊田市老人福祉センター豊寿園の長寿命化等工事に伴う休館期間等及び
令和8年度高齢者福祉施設送迎バス運行期間の変更について**

1 豊寿園休館期間等

(1) 休館期間

令和8年2月8日(日)～7月31日(金)

※令和7年12月8日(月)以降、足場設置等による第1駐車場の一部利用制限あり

<参考>長寿命化等工事内容

長寿命化改修(屋根、外壁、空調、給湯等)、デイサービスセンター解体及び駐車場整備
(14台)、下水道接続

(2) 周知方法

館内掲示・市ホームページ掲載(11月中旬～)、広報とよた1月号(休館期間)

2 令和8年度高齢者福祉施設送迎バス運行期間の変更

豊寿園長寿命化等工事に伴う休館に加え、愛知・名古屋2026アジア・アジアパラ競技大会開催期間(令和8年9月19日～10月24日)前後は、バスの確保が困難であるため、送迎バス運行期間を変更します。

(1) 豊寿園

運行期間：令和8年11月～令和9年3月

休館(～7月)、再開直後(8月)、及びバス手配困難時期(9～10月)を除く。

※再開直後の混乱を避けるため、8月は送迎バスを運行しない

(2) 寿楽荘

運行期間：令和8年4月～8月、令和8年11月～令和9年3月

バス手配困難時期(9～10月)を除く。

3 その他

民生委員、高齢者クラブへの説明は11月～12月の役員会等で行います。

<問合せ先>

豊田市 福祉部 高齢福祉課

給付・施設担当

電話：34-6984